使用開始日 2025年10月4日

日本インデックス225DCファンド

確定拠出年金専用 追加型投信/国内/株式/インデックス型

日本インデックス225DCファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25 号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月3日に関東財務局長に提出しており、2025年 10月4日にその届出の効力が発生しております。

> 発 行 者 本店の所在の場所 有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所

名 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 塩川 克史 東京都中央区京橋二丁目2番1号

該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。



- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて 投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目	\mathcal{U}	欠]
第-	一部	【証券情報】	2
	(1)	【ファンドの名称】	2
	(2)	【内国投資信託受益証券の形態等】	2
	(3)	【発行(売出)価額の総額】	2
	(4)	【発行(売出)価格】	2
	(5)	【申込手数料】	2
	(6)	【申込単位】	G
	(7)	【申込期間】	G
	(8)	【申込取扱場所】	3
	(9)	【払込期日】	3
	(1)	0)【払込取扱場所】	3
	(1)	1)【振替機関に関する事項】	ć
	(1)	2)【その他】	S
第_	二部	【ファンド情報】	4
É	第 1	【ファンドの状況】	4
É	第 2	【管理及び運営】	28
É		1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	34
É	第 4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	65
第三	三部	【委託会社等の情報】	66
É	第 1	【委託会社等の概况】	66

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本インデックス225DCファンド (以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の 適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条 に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替 口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録され ることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBI岡三アセット マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受 益証券を発行しません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000 億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ◆ 取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの 純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、 便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

(7)【申込期間】

2025年10月4日から2026年4月3日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社の指定する期日までに販売会社が定める所定の方法により、販売会社に支払うものとします。

- ◆ 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由 して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
- ◆ 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および 属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産
	とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
	的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
	的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す
	旨の記載があるものをいう。

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券	年4回	北米	ファミリー	
一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	欧州アジア	ファンド	日経 225
その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		ТОРІХ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		その他 ()

ファンドは、マザーファンドの受益証券(投資信託証券)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分の定義

その他資産	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主と
(投資信託証券	して株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
(株式 一般))	株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをい
	う。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを
	いう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産
	を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファ	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
ンド	ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

〈ファンドの特色〉

● 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。 日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとします。

日経平均トータルリターン・インデックス とは…

配当込みの日経平均株価(225種)の値動きを示す指数です。

- ・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、 全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- ・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、 その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。
- **日経平均株価(225種)とは、株式会社日本経済新聞社が東証プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に 算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。
- 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは、行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外の資産 (日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年1月6日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ決定します。
 - ※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
 - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

2002年1月7日 信託契約締結、設定、運用開始 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

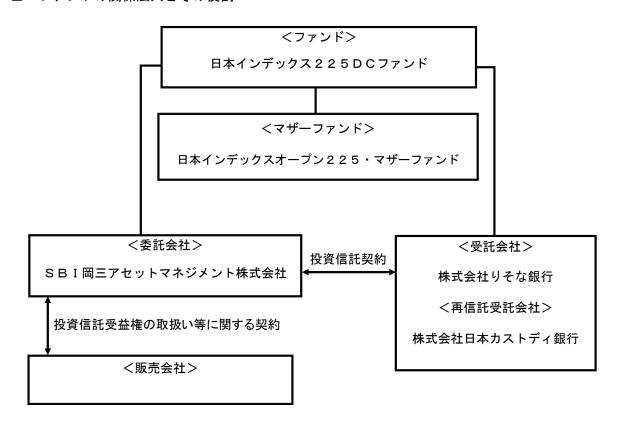
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割		
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算(基準		
	価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書(交		
	付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)および運用報告書の作成・交		
	付等を行います。		

受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に				
	基づく投資信託財産の処分等を行います。				
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。				
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づ				
	き、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明				
	書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分				
	配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。				

■ 委託会社の概況 (2025年9月11日現在)

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日 「日本投信委託株式会社」設立

2008 年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジ

メント株式会社」に変更

2023年7月1日 商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ. 主として、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券に投資し、日経平均 トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ. 株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(2)【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類(本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「日本インデックスオープン225・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記イ.の証券の性質を有するもの
- ハ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

イ. 預金

- ロ. 指定金銭信託 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン225・マザーファンド

	カーノン225・マリーファント ODI図ニマト 1 - キッシン・1 サートヘゼ
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として
	運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘
	柄を投資対象とします。
投資態度	① 日経平均株価(225種)採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリ
	ターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行いま
	す。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断され
	る銘柄等の組入れは行わないことがあります。
	② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することが
	あります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引
	等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることが
	あります。
	③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以
	下とします。
投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。
	② 外貨建資産への投資は行いません。
	③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象
	資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しませ
	λ_{\circ}
	④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ
	ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージ
	ャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞ
	れ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ
	た場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
	よう調整を行うこととします。
 決算	毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行
	いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	The state of the s

ろに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

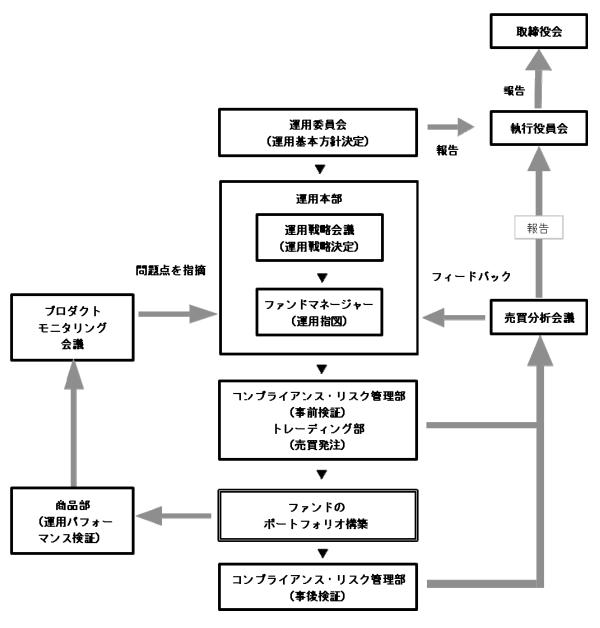
■ 日経平均トータルリターン・インデックス について

- ・「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産 権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- ・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社 は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負 うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

(3)【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討
(月1回開催)	を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制
	定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ
	報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果
	を取締役会へ報告します。
運用戦略会議	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦
(月1回開催)	略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づ
	き、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリ	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用
ング会議	パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して

(月1回開催)	改善を促します。
売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取 締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行いま
(6 名程度)	す。
コンプライアンス・	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状
リスク管理部	況の確認等を行います。
(4~6 名程度)	
商品部	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィ
(8~10 名程度)	ードバックを行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項 等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク(法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等)を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、2025年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年1月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を 行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 収益分配金は、決算日の基準価額で再投資します。

(5)【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

<同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)>

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のaの数がbの数を超えることとなる場合には、 投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a 委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
- b 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さま に帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

く投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落 は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 日経平均株価(225種)変動リスク

日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用しますので、日経 平均株価 (225 種) の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部 評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不 能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性が あります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの 基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の 適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行いますが、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動を保証するものではありません。以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均トータルリターン・インデックスに乖離が生じることがあります。
 - (a) 株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
 - (b) 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
 - (c) 日経平均株価(225種)採用銘柄の銘柄入替え
 - (d) 株価指数先物取引等を活用すること

<投資リスクに対する管理体制>(2025年7月末日現在)

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、 社内規程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項 の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

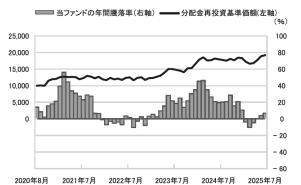
発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管 理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買 分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等によ り、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

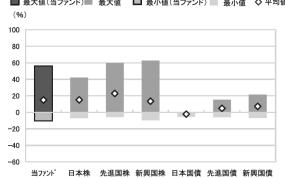
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較でき るように作成したものです。



- *分配金再投資基準価額は、2020年8月末を10,000として指数化しております。 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています
- ので、実際の基準価額と異なる場合があります。 *年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表 示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されてお り、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

2020年8月末~2025年7月末 ■ 最大値(当ファンド) ■ 最大値 ■ 最小値(当ファンド) ■ 最小値 ◆ 平均値



(%)

当ファンド日 本 株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 最大値 56.1 42.1 59.8 62.7 0.6 15.3 21.5 △ 7.1 △ 7.0 最小値 △ 10.4 △ 5.8 △ 9.7 △ 5.5 △ 2.1 平均値 15.2 22.9 13.4 48 7.3

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小 値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

同座フランスのTBSX 日本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

利乗国体・・・NOMURA-BPI国債 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

2020年8月末~2025年7月末

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何ら の責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。な お、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指 数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 0.253% (税抜 0.23%) を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

	•	2111-1-1-1		
委託会社	灶	年率 0.110%	(税抜 0.10%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	社	年率 0.110%	(税抜 0.10%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理、購入後の情報提 供等の対価です。
受託会社	社	年率 0.033%	(税抜 0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図 の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物取引の売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.0055% (税抜 0.005%) を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金 の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につき ましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであ

り、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※ 上記の内容は 2025 年 7 月末日現在の情報に基づくものであり、税法または確定拠出年金法が改正 された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家 等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年1月10日~2025年1月6日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.26%	0.25%	0.01%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権□数に対象期間中の平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

[※]上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025年7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四 捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

日本インデックス225DCファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4, 965, 156, 627	99. 99
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	_	555, 340	0.01
合計 (純資産総額)		4, 965, 711, 967	100.00

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	17, 028, 844, 280	94. 94
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		906, 817, 661	5. 06
合計 (純資産総額)		17, 935, 661, 941	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本インデックス225DCファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			日本インデックスオープン22 5・マザーファンド	888, 761, 792	5. 2660	4, 680, 219, 597	5. 5866	4, 965, 156, 627	99. 99

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 99
合計	99. 99

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリ ング	小売業	33, 600	44, 100. 00	1, 481, 760, 000	46, 380. 00	1, 558, 368, 000	8. 69
2	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	112, 000	5, 868. 00	657, 216, 000	10, 350. 00	1, 159, 200, 000	6.46
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	42,000	22, 000. 00	924, 000, 000	27, 330. 00	1, 147, 860, 000	6. 40
4	日本	株式	ソフトバンクグルー プ	情 報 ・ 通 信業	84, 000	7, 708. 00	647, 472, 000	11, 810. 00	992, 040, 000	5. 53
5	日本	株式	KDDI	情 報 ・ 通 信業	168, 000	2, 425. 50	407, 484, 000	2, 485. 50	417, 564, 000	2. 33
6	日本	株式	TDK	電気機器	210,000	1, 828. 40	383, 964, 000	1, 857. 00	389, 970, 000	2. 17
7	日本	株式	リクルートホールデ ィングス	サービス 業	42,000	8, 299. 00	348, 558, 000	9, 052. 00	380, 184, 000	2. 12
8	日本	株式	中外製薬	医薬品	42,000	6, 577. 00	276, 234, 000	7, 360. 00	309, 120, 000	1.72
9	日本	株式	信越化学工業	化学	70,000	5, 734. 00	401, 380, 000	4, 395. 00	307, 650, 000	1.72
10	日本	株式	ファナック	電気機器	70,000	3, 897. 00	272, 790, 000	4, 271. 00	298, 970, 000	1.67
11	日本	株式	コナミグループ	情 報 ・ 通 信業	14, 000	13, 125. 00	183, 750, 000	20, 520. 00	287, 280, 000	1.60
12	日本	株式	テルモ	精密機器	112, 000	2, 646. 00	296, 352, 000	2, 561. 00	286, 832, 000	1.60
13	日本	株式	ダイキン工業	機械	14, 000	17, 305. 00	242, 270, 000	18, 625. 00	260, 750, 000	1.45
14	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	70,000	2, 639. 00	184, 730, 000	3, 682. 00	257, 740, 000	1.44
15	日本	株式	日東電工	化学	70,000	2, 261. 00	158, 270, 000	3, 141. 00	219, 870, 000	1. 23
16	日本	株式	バンダイナムコホー ルディングス	その他製 品	42, 000	3, 259. 00	136, 878, 000	4, 908. 00	206, 136, 000	1. 15
17	日本	株式	京セラ	電気機器	112,000	1, 730. 50	193, 816, 000	1, 802. 00	201, 824, 000	1. 13
18	日本	株式	トヨタ自動車	輸 送 用 機 器	70, 000	2, 582. 50	180, 775, 000	2, 696. 50	188, 755, 000	1.05
19	日本	株式	任天堂	その他製 品	14, 000	7, 763. 00	108, 682, 000	12, 690. 00	177, 660, 000	0. 99
20	日本	株式	第一三共	医薬品	42,000	5, 646. 00	237, 132, 000	3, 720. 00	156, 240, 000	0.87
21	日本	株式	セコム	サービス 業	28, 000	5, 390. 00	150, 920, 000	5, 416. 00	151, 648, 000	0.85
22	日本	株式	豊田通商	卸売業	42,000	2, 624. 00	110, 208, 000	3, 471. 00	145, 782, 000	0.81

23	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	14, 000	3, 803. 00	53, 242, 000	10, 375. 00	145, 250, 000	0.81
24	日本	株式	НОҮА	精密機器	7,000	19, 150. 00	134, 050, 000	19, 180. 00	134, 260, 000	0.75
25	日本	株式	富士フイルムホール ディングス	化学	42,000	3, 781. 00	158, 802, 000	3, 156. 00	132, 552, 000	0.74
26	日本	株式		輸送用機 器	84, 000	1, 527. 50	128, 310, 000	1, 569. 00	131, 796, 000	0. 73
27	日本	株式		情 報・通信業	14,000	8, 680. 00	121, 520, 000	9, 228. 00	129, 192, 000	0.72
28	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	21,000	5, 244. 00	110, 124, 000	6, 124. 00	128, 604, 000	0.72
29	日本	株式	ディスコ	機械	2,800	34, 650. 00	97, 020, 000	45, 550. 00	127, 540, 000	0.71
30	日本	株式	三菱商事	卸売業	42,000	2, 879. 00	120, 918, 000	2, 988. 00	125, 496, 000	0.70

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.0
		鉱業	0.0
		建設業	1. 6
		食料品	2. 7
		繊維製品	0. 10
		パルプ・紙	0.00
		化学	5. 3
		医薬品	5. 34
		石油・石炭製品	0.2
		ゴム製品	0.6
		ガラス・土石製品	0. 58
		鉄鋼	0.0
		非鉄金属	1. 4
		金属製品	0.0
		機械	4.7
		電気機器	25. 7
		輸送用機器	3. 6
		精密機器	3. 1
		その他製品	2. 7
		電気・ガス業	0. 1
		陸運業	0.8
		海運業	0. 39
		空運業	0. 2
		情報・通信業	11. 6
		卸売業	3. 19
		小売業	11. 5
		銀行業	0.7
		証券、商品先物取引業	0. 10
		保険業	1. 25

	その他金融業	0.81
	不動産業	1. 15
	サービス業	4. 45
合計		94. 94

②【投資不動産物件】

日本インデックス225DCファンド 該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本インデックス225DCファンド 該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	21	日本円	864, 898, 480	865, 200, 000	4. 82

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

日本インデックス225DCファンド

		純資産総	(円)	基準価額(円) (1口当たり)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第 14 期計算期間末	(2016年1月6日)	1, 852, 151, 261	1, 852, 151, 261	1. 8555	1. 8555	
第 15 期計算期間末	(2017年1月6日)	1, 932, 815, 423	1, 932, 815, 423	2. 0119	2. 0119	
第 16 期計算期間末	(2018年1月9日)	2, 242, 149, 434	2, 242, 149, 434	2. 5019	2. 5019	
第 17 期計算期間末	(2019年1月7日)	2, 087, 682, 096	2, 087, 682, 096	2. 1508	2. 1508	
第 18 期計算期間末	(2020年1月6日)	2, 183, 955, 291	2, 183, 955, 291	2. 5377	2. 5377	
第 19 期計算期間末	(2021年1月6日)	2, 578, 984, 554	2, 578, 984, 554	3. 0113	3. 0113	
第 20 期計算期間末	(2022年1月6日)	2, 876, 328, 544	2, 876, 328, 544	3. 2131	3. 2131	
第 21 期計算期間末	(2023年1月6日)	2, 761, 392, 081	2, 761, 392, 081	2. 9821	2. 9821	
第 22 期計算期間末	(2024年1月9日)	4, 037, 892, 059	4, 037, 892, 059 4, 037, 892, 059		3. 9419	
第 23 期計算期間末	(2025年1月6日)	5, 030, 475, 617	5, 030, 475, 617	4. 6578	4. 6578	

	4. 5989		4, 835, 277, 134	2024年 7月末日
	4. 5480		4, 962, 858, 530	8月末日
	4. 4903		4, 923, 478, 745	9月末日
	4. 6267		4, 981, 239, 334	10 月末日
	4. 5233		4, 925, 207, 196	11 月末日
	4. 7273		5, 111, 675, 957	12 月末日
	4. 6886		5, 044, 205, 525	2025年 1月末日
	4. 4044	_	4, 786, 781, 113	2月末日
	4. 2561		4, 636, 272, 235	3月末日
	4. 3063		4, 766, 565, 873	4月末日
	4. 5359	_	4, 893, 609, 189	5月末日
_	4. 8433		5, 082, 335, 147	6月末日
_	4. 9127		4, 965, 711, 967	7月末日

②【分配の推移】

日本インデックス225DCファンド

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 14 期計算期間	2015年1月7日~2016年1月6日	0.0000円
第 15 期計算期間	2016年1月7日~2017年1月6日	0.0000円
第 16 期計算期間	2017年1月7日~2018年1月9日	0.0000円
第 17 期計算期間	2018年1月10日~2019年1月7日	0.0000円
第 18 期計算期間	2019年1月8日~2020年1月6日	0.0000円
第 19 期計算期間	2020年1月7日~2021年1月6日	0.0000円
第 20 期計算期間	2021年1月7日~2022年1月6日	0.0000円
第 21 期計算期間	2022年1月7日~2023年1月6日	0.0000円
第 22 期計算期間	2023年1月7日~2024年1月9日	0.0000円
第 23 期計算期間	2024年1月10日~2025年1月6日	0.0000円
第 24 期中間計算期間	2025年1月7日~2025年7月6日	一円

③【収益率の推移】

日本インデックス225DCファンド

	期間	収益率(%)
第 14 期計算期間	2015年1月7日~2016年1月6日	8.8
第 15 期計算期間	2016年1月7日~2017年1月6日	8. 4
第 16 期計算期間	2017年1月7日~2018年1月9日	24. 4
第 17 期計算期間	2018年1月10日~2019年1月7日	△14. 0

		-
第 18 期計算期間	2019年 1月 8日~2020年 1月 6日	18. 0
第 19 期計算期間	2020年1月7日~2021年1月6日	18.7
第 20 期計算期間	2021年1月7日~2022年1月6日	6. 7
第 21 期計算期間	2022年1月7日~2023年1月6日	△7. 2
第 22 期計算期間	2023年1月7日~2024年1月9日	32. 2
第 23 期計算期間	2024年1月10日~2025年1月6日	18. 2
第 24 期中間計算期間	2025年1月7日~2025年7月6日	2. 2

⁽注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

日本インデックス225DCファンド

期間	設定数量 (口)	解約数量(口)
第 14 期計算期間	621, 166, 102	614, 679, 422
第 15 期計算期間	485, 322, 373	522, 801, 719
第 16 期計算期間	381, 666, 620	446, 198, 764
第 17 期計算期間	372, 581, 360	298, 080, 795
第 18 期計算期間	212, 818, 284	322, 888, 930
第 19 期計算期間	391, 753, 340	395, 910, 589
第 20 期計算期間	360, 644, 810	321, 881, 031
第 21 期計算期間	352, 512, 736	321, 738, 331
第 22 期計算期間	558, 197, 228	459, 818, 489
第 23 期計算期間	549, 425, 463	493, 758, 894
第 24 期中間計算期間	205, 110, 338	258, 931, 153

運用実績

2025年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移

2015年8月3日~2025年7月31日



●分配金の推移

2025年 1月	0円
2024年 1月	0円
2023年 1月	0円
2022年 1月	0円
2021年 1月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

- ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
- ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	94.93%
その他資産	5.07%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	25.70%
情報·通信業	11.65%
小売業	11.53%
化学	5.35%
医薬品	5.34%

[※]組入上位5業種です。

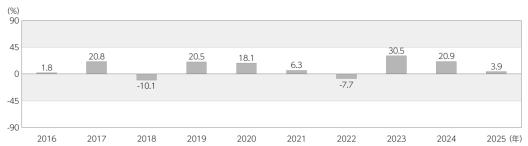
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ファーストリテイリング	小売業	8.69%
アドバンテスト	電気機器	6.46%
東京エレクトロン	電気機器	6.40%
ソフトバンクグループ	情報·通信業	5.53%
KDDI	情報·通信業	2.33%
TDK	電気機器	2.17%
リクルートホールディングス	サービス業	2.12%
中外製薬	医薬品	1.72%
信越化学工業	化学	1.72%
ファナック	電気機器	1.67%

[※]比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



^{※2025}年は年初から7月末までの収益率を示しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

[※]基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

[※]比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

[※]ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ ファンドは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。取得申込を行う者は、同法第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込を企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込を企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に限るものとします。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込者は、販売会社との間でファンドに係る累積投資約款 (別の名称で同様の権利義務関係 を規定するものを含みます。)に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- 申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。 なお、取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する 契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の 基準価額とします。
- 申込手数料はありません。
- ・ 取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する期日までに販売会社が定める所定の方法により、 販売会社に支払うものとします。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
	電話番号 03-3516-1300
	受付時間 営業日の午前9時~午後5時
	ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金(解約)手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、 換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、1 口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託 契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の 抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の 減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取り 扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を 撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受 付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

照会先

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、 計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上 1 万口当たりで 表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式(日経平均株価(225 種)採用銘柄)は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段 (清算価格)で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。なお、掲載 に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2002年1月7日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

■ 信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約 に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ~ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更 d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会 社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受 託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようと する旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、 かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b ~ e の 規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約(繰上償還)又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。)終了後及 び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会 社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信 託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再 信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会 社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに 開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出すること により、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会 社は、受益者に対し、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

◆ 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期計算期間 (2024 年 1 月 10 日から 2025 年 1 月 6 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人 東京事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計士 榎倉昭夫

指定社員 業務執行社員

公認会計士 大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス 2 2 5 D C ファンド」の 2024 年 1 月 10 日から 2025 年 1 月 6 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の2025年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【日本インデックス225DCファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 22 期 (2024 年 1 月 9 日現在)	第 23 期 (2025 年 1 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 263, 729	2, 305, 165
コール・ローン	16, 194, 251	32, 503, 971
親投資信託受益証券	4, 037, 525, 971	5, 029, 972, 552
未収入金	2, 825, 510	6, 204, 990
未収利息		182
流動資産合計	4, 057, 809, 461	5, 070, 986, 860
資産合計	4, 057, 809, 461	5, 070, 986, 860
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15, 124, 034	34, 265, 599
未払受託者報酬	611, 927	797, 333
未払委託者報酬	4, 079, 420	5, 315, 478
未払利息	22	-
その他未払費用	101, 999	132, 833
流動負債合計	19, 917, 402	40, 511, 243
負債合計	19, 917, 402	40, 511, 243
純資産の部		
元本等		
元本	*11, 024, 353, 387	*11, 080, 019, 956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3, 013, 538, 672	3, 950, 455, 661
(分配準備積立金)	802, 171, 780	1, 035, 466, 553
元本等合計	4, 037, 892, 059	5, 030, 475, 617
純資産合計	*24, 037, 892, 059	*25, 030, 475, 617
負債純資産合計	4, 057, 809, 461	5, 070, 986, 860

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第 22 期 自 2023 年 1 月 7 日 至 2024 年 1 月 9 日	第 23 期 自 2024 年 1 月 10 日 至 2025 年 1 月 6 日
営業収益		
受取利息	23	11, 165
有価証券売買等損益	898, 382, 890	775, 464, 411
営業収益合計	898, 382, 913	775, 475, 576
営業費用		
支払利息	3, 551	479
受託者報酬	1, 111, 146	1, 574, 842
委託者報酬	7, 407, 537	10, 498, 793
その他費用	185, 469	262, 597
営業費用合計	8, 707, 703	12, 336, 711
営業利益又は営業損失(△)	889, 675, 210	763, 138, 865
経常利益又は経常損失(△)	889, 675, 210	763, 138, 865
当期純利益又は当期純損失(△)	889, 675, 210	763, 138, 865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	227, 045, 854	230, 622, 902
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1, 835, 417, 433	3, 013, 538, 672
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 477, 536, 071	1, 915, 586, 325
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1, 477, 536, 071	1, 915, 586, 325
剰余金減少額又は欠損金増加額	962, 044, 188	1, 511, 185, 299
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	962, 044, 188	1, 511, 185, 299
分配金	*1-	*1-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3, 013, 538, 672	3, 950, 455, 661

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第 23 期
	自 2024年1月10日
項目	至 2025年 1月 6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2024年 1月 10 日から 2025年 1 月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 22 期			第 23 期	
	(2024年1月9日現在)			(2025年1月6日現在)	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総	数	*1.	当該計算期間の末日における受益権の	の総数
	1,	024, 353, 387 □			1, 080, 019, 956 口
* 2.	当該計算期間の末日における1単位当た	りの純資産の	* 2.	当該計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の
	額			額	
	1口当たりの純資産額	3.9419 円		1口当たりの純資産額	4.6578 円
	(10,000 口当たりの純資産額	39,419円)		(10,000 口当たりの純資産額	46,578円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 22 期		第 23 期	
自 2023 年 1 月 7 日		自 2024年1月10日	
至 2024年1月9日		至 2025年 1月 6日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A 益額	0 円	費用控除後の配当等収A 益額	9, 761 円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	554, 322, 607 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	532, 504, 354 円
収益調整金額 C	2, 385, 725, 969 円	収益調整金額 C	2, 914, 989, 108 円
分配準備積立金額 D	247, 849, 173 円	分配準備積立金額 D	502, 952, 438 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	3, 187, 897, 749 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	3, 950, 455, 661 円
当ファンドの期末残存F 口数	1, 024, 353, 387 □	当ファンドの期末残存F 口数	1, 080, 019, 956 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	31, 121 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	36, 577 円
10,000 口当たり分配 H 金額	0 円	10,000 口当たり分配 H 金額	0 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	0 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期別	第 22 期	第 23 期	
項目	自 2023年 1月 7日	自 2024年1月10日	

	至 2024年 1月 9日	至 2025年 1月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」 に記載しております。当該有価証券を保 有した際の主要なリスクは、価格変動リ スク等の市場リスク、信用リスク及び流 動性リスク等です。その他、保有するコ ール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 につきましては、信用リスク等を有して おります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	理に関する事項の決定を行うほか、運用 部門と独立したリスク管理部門において、 「運用の指図に関する検証規程」に基づ き、投資信託財産の運用の指図につい て、法令、投資信託協会諸規則、社内規 程及び投資信託約款に定める運用の指図 に関する事項の遵守状況を確認しており ます。また、運用分析会議におけるファ ンドの運用パフォーマンスの分析・検 証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改 魔、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用門と独立したリスク管理部門におより、とは、といるでは、というででは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ

2. 金融商品の時価等に関する事項

2. 亚脚间即3.4. 阿丑·(C) 以 3.	, , ,		
項目	期別	第 22 期 (2024 年 1 月 9 日現在)	第 23 期 (2025 年 1月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期	第 23 期
自 2023 年 1 月 7 日	自 2024年1月10日
至 2024年1月9日	至 2025年 1月 6日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 23 期	

	自 2024年1月10日	
	至 2025年1月6日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 22 期		第 23 期	
(2024年1月9日現在)		(2025年1月6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	925, 974, 648 円	期首元本額	1,024,353,387円
期中追加設定元本額	558, 197, 228 円	期中追加設定元本額	549, 425, 463 円
期中一部解約元本額	459, 818, 489 円	期中一部解約元本額	493, 758, 894 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第22期(自 2023年1月7日至 2024年1月9日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	784, 968, 987
슴콹	784, 968, 987

第23期(自2024年1月10日至2025年1月6日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	647, 457, 990
合計	647, 457, 990

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券		日本インデックスオープン225・ マザーファンド	951, 025, 251	5, 029, 972, 552	
	計	銘柄数:1	951, 025, 251	5, 029, 972, 552	
		組入時価比率:100.0%		100.0%	
	合計			5, 029, 972, 552	

- (注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
 - 2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

				i	(十四・11)
	期	別	注記番	2024年 1月 9日現在	2025年1月6日現在
科目			号	金額	金額
資産の部					
流動資産					
金銭信託				28, 791, 524	29, 593, 542
コール・ローン				368, 953, 432	417, 283, 55
株式				15, 852, 140, 200	17, 931, 312, 900
派生商品評価勘定				5, 279, 440	1, 081, 200
未収入金				-	668, 240
未収配当金				23, 539, 500	21, 260, 250
未収利息				-	2, 343
差入委託証拠金				24, 912, 845	19, 109, 138
流動資産合計				16, 303, 616, 941	18, 420, 311, 16
資産合計				16, 303, 616, 941	18, 420, 311, 164
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定				_	130, 886
前受金				5, 290, 000	960, 000
未払解約金				3, 380, 560	13, 087, 480
未払利息				501	-
その他未払費用				5, 126	-
流動負債合計				8, 676, 187	14, 178, 360
負債合計				8, 676, 187	14, 178, 360
純資産の部					
元本等					
元本			*1	3, 649, 823, 432	3, 480, 097, 164
剰余金					
剰余金又は欠損金(△)				12, 645, 117, 322	14, 926, 035, 640
元本等合計				16, 294, 940, 754	18, 406, 132, 804
純資産合計			*2	16, 294, 940, 754	18, 406, 132, 804
負債純資産合計				16, 303, 616, 941	18, 420, 311, 164

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 2024年1月10日
項目	至 2025 年 1 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取 引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合に未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。	
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2024年 1月 9日現在			2025 年 1 月 6 日現在	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の	総数 *	·1.	当該計算期間の末日における受益権の	の総数
		3, 649, 823, 432 口			3, 480, 097, 164 □
* 2.	当該計算期間の末日における1単位当 額	たりの純資産の *	·2.	当該計算期間の末日における1単位 額	当たりの純資産の
	1口当たりの純資産額	4. 4646 円		1口当たりの純資産額	5. 2890 円
	(10,000 口当たりの純資産額	44,646 円)		(10,000 口当たりの純資産額	52,890円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項	期〔目	別	自 2023年1月7日 至 2024年1月9日	自 2024年1月10日 至 2025年1月6日
1	. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左
2	. 金融商品の内容及び当該金融商 係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価(225種)に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

当ファンドの委託会社の運用委員会にお いて、運用に関する内規の制定及び改 廃、運用ガイドライン等運用のリスク管 理に関する事項の決定を行うほか、運用 部門と独立したリスク管理部門において、 「運用の指図に関する検証規程」に基づ き、投資信託財産の運用の指図につい て、法令、投資信託協会諸規則、社内規 程及び投資信託約款に定める運用の指図 に関する事項の遵守状況を確認しており ます。また、運用分析会議におけるファ ンドの運用パフォーマンスの分析・検 証・評価や、売買分析会議におけるファ ンドの組入有価証券の評価損率や格付状 況、有価証券売買状況や組入状況の報告 等により、全社的に投資リスクを把握し 管理を行っております。

なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた 社内規定を制定しており、デリバティブ 取引のうち店頭デリバティブ取引の執行 については、運用部長の承認を得て行っ ております。

当ファンドの委託会社の運用委員会にお いて、運用に関する内規の制定及び改 廃、運用ガイドライン等運用のリスク管 理に関する事項の決定を行うほか、運用 部門と独立したリスク管理部門において、 「運用の指図に関する検証規程」に基づ き、投資信託財産の運用の指図につい て、法令、投資信託協会諸規則、社内規 程及び投資信託約款に定める運用の指図 に関する事項の遵守状況を確認しており ます。また、プロダクトモニタリング会 議におけるファンドの運用パフォーマン スの分析・検証・評価や、売買分析会議 におけるファンドの組入有価証券の評価 損率や格付状況、有価証券売買状況や組 入状況の報告等により、全社的に投資リ スクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理について は、取引権限及び取引限度額等を定めた 社内規定を制定しており、デリバティブ 取引のうち店頭デリバティブ取引の執行 については、運用部長の承認を得て行っ ております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

_			
ij	期別	2024 年 1 月 9 日現在	2025 年 1 月 6 日現在
1	. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左
2		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3	いての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

1. 76/41/2/19/39/	2024年1月9日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		

期首	2023年1月7日
期首元本額	3, 676, 648, 931 円
	3, 070, 040, 931
期首より 2024 年 1 月 9 日までの追加設定元本額	1, 152, 236, 478 円
期首より 2024 年 1 月 9 日までの一部解約元本額	1, 179, 061, 977 円
期末元本額	3, 649, 823, 432 円
2024年 1月 9日現在の元本の内訳(*)	
日本インデックスオープン225	2, 566, 033, 757 円
日本インデックス225DCファンド	904, 342, 152 円
日本株式・Jリートバランスファンド	156, 633, 069 円
グローバル資産分散投資ファンド Aコース (安定)	1, 509, 733 円
グローバル資産分散投資ファンド Bコース (やや安定)	2, 583, 724 円
グローバル資産分散投資ファンド Cコース (標準)	4,870,535 円
グローバル資産分散投資ファンド Dコース (やや積極)	5, 422, 191 円
グローバル資産分散投資ファンド Eコース (積極)	8, 428, 271 円

2025 年 1 月 6 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年1月10日
期首元本額	3, 649, 823, 432 円
期首より 2025 年 1月 6日までの追加設定元本額	505, 340, 299 円
期首より 2025 年 1月 6日までの一部解約元本額	675, 066, 567 円
期末元本額	3, 480, 097, 164 円
2025年1月6日現在の元本の内訳(*)	
日本インデックスオープン225	2, 265, 850, 180 円
日本インデックス225DCファンド	951, 025, 251 円
日本株式・Jリートバランスファンド	173, 736, 336 円
グローバル資産分散投資ファンド Aコース (安定)	1, 254, 704 円
グローバル資産分散投資ファンド Bコース (やや安定)	3, 677, 935 円
グローバル資産分散投資ファンド Cコース (標準)	21,621,271 円
グローバル資産分散投資ファンド Dコース (やや積極)	31, 660, 960 円
グローバル資産分散投資ファンド Eコース (積極)	31, 270, 527 円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年1月9日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	260, 422, 156
合計	260, 422, 156

2025年1月6日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1, 317, 849, 013
슴카	1, 317, 849, 013

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		30/13 827 13	うち1年超	. 3 IIII	11 114 15/ 1117
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指 数先物	399, 830, 000	-	405, 120, 000	5, 279, 440
	合計	399, 830, 000	_	405, 120, 000	5, 279, 440

2025年1月6日現在

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
L-73	I = AA)(///3 B)(()	うち1年超	. 3 пд	h i limi 154 mir
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指 数先物	431, 780, 000	_	432, 740, 000	950, 320
	合計	431, 780, 000	_	432, 740, 000	950, 320

(注)時価の算定方法

• 先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

種類	1番46	数括	株数	評	価額	備考
性類		通貨 銘柄 株数	休奴	単価	金額	佣石
株式	日本円	ニッスイ	15, 000	881.60	13, 224, 000)
		INPEX	6, 000	2, 004. 50	12, 027, 000)
		コムシスホールディングス	15, 000	3, 196. 00	47, 940, 000)
		大成建設	3,000	6, 585. 00	19, 755, 000)
		大林組	15, 000	2, 129. 00	31, 935, 000)
		清水建設	15, 000	1, 243. 00	18, 645, 000)
		長谷工コーポレーション	3,000	2, 023. 50	6, 070, 500)
		鹿島建設	7, 500	2, 862. 00	21, 465, 000	

			<u> </u>
大和ハウス工業	15, 000	4, 834. 00	72, 510, 000
積水ハウス	15, 000	3, 758. 00	56, 370, 000
日揮ホールディングス	15, 000	1, 329. 50	19, 942, 500
日清製粉グループ本社	15, 000	1, 818. 50	27, 277, 500
明治ホールディングス	6, 000	3, 171. 00	19, 026, 000
日本ハム	7, 500	4, 964. 00	37, 230, 000
サッポロホールディングス	3, 000	7, 890. 00	23, 670, 000
アサヒグループホールディングス	45, 000	1, 609. 50	72, 427, 500
キリンホールディングス	15, 000	2, 019. 00	30, 285, 000
キッコーマン	75, 000	1, 692. 00	126, 900, 000
味の素	15, 000	6, 365. 00	95, 475, 000
ニチレイ	7, 500	4, 040. 00	30, 300, 000
日本たばこ産業	15, 000	4, 049. 00	60, 735, 000
帝人	3, 000	1, 325. 00	3, 975, 000
東レ	15, 000	994. 90	14, 923, 500
王子ホールディングス	15, 000	606. 00	9, 090, 000
クラレ	15, 000	2, 268. 00	34, 020, 000
恒化成	15, 000	1, 082. 50	16, 237, 500
レゾナック・ホールディングス	1, 500	4, 023. 00	6, 034, 500
注友化学	15, 000	345. 30	5, 179, 500
日産化学	15, 000	4, 888. 00	73, 320, 000
東ソー	7, 500	2, 124. 00	15, 930, 000
トクヤマ	3, 000	2, 615. 00	7, 845, 000
デンカ	3, 000	2, 219. 50	6, 658, 500
信越化学工業	75, 000	5, 214. 00	391, 050, 000
三井化学	3, 000	3, 416. 00	10, 248, 000
三菱ケミカルグループ	7, 500	792. 30	5, 942, 250
UBE	1, 500	2, 396. 00	3, 594, 000
花王	15, 000	6, 301. 00	94, 515, 000
富士フイルムホールディングス	45, 000	3, 277. 00	147, 465, 000
資生堂	15, 000	2, 714. 00	40, 710, 000
日東電工	75, 000	2, 640. 00	198, 000, 000
協和キリン	15, 000	2, 326. 50	34, 897, 500
武田薬品工業	15, 000	4, 162. 00	62, 430, 000
アステラス製薬	75, 000	1, 527. 00	114, 525, 000
 住友ファーマ	15, 000	555. 00	8, 325, 000

塩野義製薬	45, 000	2, 204. 00	99, 180, 000
中外製薬	45, 000	6, 847. 00	308, 115, 000
エーザイ	15, 000	4, 371. 00	65, 565, 000
第一三共	45, 000	4, 300. 00	193, 500, 000
大塚ホールディングス	15, 000	8, 410. 00	126, 150, 000
出光興産	30, 000	1, 041. 50	31, 245, 000
ENEOSホールディングス	15, 000	836. 20	12, 543, 000
横浜ゴム	7, 500	3, 376. 00	25, 320, 000
ブリヂストン	15, 000	5, 360. 00	80, 400, 000
AGC	3, 000	4, 630. 00	13, 890, 000
日本電気硝子	4, 500	3, 372. 00	15, 174, 000
太平洋セメント	1, 500	3, 545. 00	5, 317, 500
東海カーボン	15, 000	926. 00	13, 890, 000
тото	7, 500	3, 733. 00	27, 997, 500
日本碍子	15, 000	1, 988. 00	29, 820, 000
日本製鉄	1, 500	3, 158. 00	4, 737, 000
神戸製鋼所	1, 500	1, 585. 50	2, 378, 250
J F Eホールディングス	1, 500	1, 774. 50	2, 661, 750
三井金属鉱業	1, 500	4, 606. 00	6, 909, 000
三菱マテリアル	1, 500	2, 410. 50	3, 615, 750
住友金属鉱山	7, 500	3, 602. 00	27, 015, 000
DOWAホールディングス	3, 000	4, 450. 00	13, 350, 000
古河電気工業	1, 500	7, 046. 00	10, 569, 000
住友電気工業	15, 000	2, 817. 00	42, 255, 000
フジクラ	15, 000	6, 608. 00	99, 120, 000
SUMCO	1, 500	1, 152. 00	1, 728, 000
日本製鋼所	3, 000	5, 770. 00	17, 310, 000
オークマ	6, 000	3, 390. 00	20, 340, 000
アマダ	15, 000	1, 516. 50	22, 747, 500
ディスコ	3, 000	43, 180. 00	129, 540, 000
SMC	1, 500	61, 190. 00	91, 785, 000
小松製作所	15, 000	4, 297. 00	64, 455, 000
生友重機械工業	3, 000	3, 166. 00	9, 498, 000
日立建機	15, 000	3, 488. 00	52, 320, 000
クボタ	15, 000	1, 815. 50	27, 232, 500
荏原製作所	15, 000	2, 601. 00	39, 015, 000

 	i		1	
ダイキン工業	15, 000	18, 805. 00	282, 075, 000	
日本精工	15, 000	673. 90	10, 108, 500	
NTN	15, 000	249. 80	3, 747, 000	
ジェイテクト	15, 000	1, 163. 00	17, 445, 000	
カナデビア	3, 000	960.00	2, 880, 000	
三菱重工業	15, 000	2, 243. 00	33, 645, 000	
IHI	1, 500	8, 801. 00	13, 201, 500	
コニカミノルタ	15, 000	644. 20	9, 663, 000	
ミネベアミツミ	15, 000	2, 501. 50	37, 522, 500	
日立製作所	15, 000	3, 971. 00	59, 565, 000	
三菱電機	15, 000	2, 685. 00	40, 275, 000	
富士電機	3, 000	8, 445. 00	25, 335, 000	
安川電機	15, 000	3, 989. 00	59, 835, 000	
ソシオネクスト	15, 000	2, 573. 50	38, 602, 500	
ニデック	24, 000	2, 805. 50	67, 332, 000	
オムロン	15, 000	5, 158. 00	77, 370, 000	
ジーエス・ユアサ コーポレーショ ン	3, 000	2, 639. 00	7, 917, 000	
日本電気	1, 500	13, 475. 00	20, 212, 500	
富士通	15, 000	2, 781. 50	41, 722, 500	
ルネサスエレクトロニクス	15, 000	2, 021. 00	30, 315, 000	
セイコーエプソン	30,000	2, 733. 00	81, 990, 000	
パナソニック ホールディングス	15, 000	1, 615. 00	24, 225, 000	
シャープ	15, 000	947. 30	14, 209, 500	
ソニーグループ	75, 000	3, 301. 00	247, 575, 000	
ток	225, 000	1, 999. 00	449, 775, 000	
アルプスアルパイン	15, 000	1, 571. 00	23, 565, 000	
横河電機	15, 000	3, 387. 00	50, 805, 000	
アドバンテスト	120, 000	9, 302. 00	1, 116, 240, 000	
キーエンス	1, 500	63, 190. 00	94, 785, 000	
レーザーテック	6, 000	15, 000. 00	90, 000, 000	
カシオ計算機	15, 000	1, 262. 50	18, 937, 500	
ファナック	75, 000	4, 087. 00	306, 525, 000	
京セラ	120, 000	1, 553. 50	186, 420, 000	
太陽誘電	15, 000	2, 237. 00	33, 555, 000	
村田製作所	36, 000	2, 527. 50	90, 990, 000	

SCREENホールディングス	6,000	9, 615. 00	57, 690, 000
キヤノン	22, 500	5, 040. 00	113, 400, 000
リコー	15, 000	1, 736. 00	26, 040, 000
東京エレクトロン	45, 000	24, 360. 00	1, 096, 200, 000
デンソー	60, 000	2, 199. 50	131, 970, 000
川崎重工業	1, 500	7, 061. 00	10, 591, 500
日産自動車	15, 000	475. 20	7, 128, 000
いすゞ自動車	7, 500	2, 146. 00	16, 095, 000
トヨタ自動車	75, 000	3, 011. 00	225, 825, 000
日野自動車	15, 000	546.00	8, 190, 000
三菱自動車工業	1, 500	509. 70	764, 550
マツダ	3, 000	1, 083. 50	3, 250, 500
本田技研工業	90, 000	1, 578. 50	142, 065, 000
スズキ	60, 000	1, 882. 50	112, 950, 000
SUBARU	15, 000	2, 751. 50	41, 272, 500
ヤマハ発動機	45, 000	1, 344. 00	60, 480, 000
テルモ	120, 000	3, 000. 00	360, 000, 000
ニコン	15, 000	1, 628. 00	24, 420, 000
オリンパス	60, 000	2, 315. 00	138, 900, 000
НОҮА	7, 500	19, 600. 00	147, 000, 000
シチズン時計	15, 000	914. 00	13, 710, 000
バンダイナムコホールディングス	45, 000	3, 714. 00	167, 130, 000
TOPPANホールディングス	7, 500	4, 165. 00	31, 237, 500
大日本印刷	15, 000	2, 236. 50	33, 547, 500
ヤマハ	45, 000	1, 086. 50	48, 892, 500
任天堂	15, 000	9, 070. 00	136, 050, 000
東京電力ホールディングス	1,500	472. 70	709, 050
中部電力	1,500	1, 652. 50	2, 478, 750
関西電力	1, 500	1, 739. 50	2, 609, 250
東京瓦斯	3, 000	4, 385. 00	13, 155, 000
大阪瓦斯	3, 000	3, 459. 00	10, 377, 000
東武鉄道	3, 000	2, 611. 50	7, 834, 500
東急	7, 500	1, 687. 50	12, 656, 250
小田急電鉄	7, 500	1, 453. 50	10, 901, 250
京王電鉄	3, 000	3, 787. 00	11, 361, 000
 京成電鉄	22, 500	1, 400. 00	31, 500, 000

	_	_		
東日本旅客鉄道	4, 500	2, 767. 00	12, 451, 500	
西日本旅客鉄道	3, 000	2, 768. 00	8, 304, 000	
東海旅客鉄道	7, 500	2, 929. 00	21, 967, 500	
ヤマトホールディングス	15, 000	1, 757. 00	26, 355, 000	
NIPPON EXPRESSホールディン	4, 500	2, 428. 50	10, 928, 250	
日本郵船	4, 500	5, 340. 00	24, 030, 000	
商船三井	4, 500	5, 643. 00	25, 393, 500	
川崎汽船	13, 500	2, 291. 50	30, 935, 250	
日本航空	15, 000	2, 471. 50	37, 072, 500	
ANAホールディングス	1, 500	2, 847. 00	4, 270, 500	
三菱倉庫	37, 500	1, 128. 00	42, 300, 000	
ネクソン	30, 000	2, 294. 50	68, 835, 000	
野村総合研究所	15, 000	4, 591. 00	68, 865, 000	
メルカリ	15, 000	1, 720. 00	25, 800, 000	
LINEヤフー	6, 000	413. 30	2, 479, 800	
トレンドマイクロ	15, 000	8, 151. 00	122, 265, 000	
日本電信電話	150, 000	157. 00	23, 550, 000	
KDDI	90, 000	4, 894. 00	440, 460, 000	
ソフトバンク	150, 000	196. 20	29, 430, 000	
東宝	1, 500	6, 099. 00	9, 148, 500	
NTTデータグループ	75, 000	2, 939. 50	220, 462, 500	
コナミグループ	15, 000	14, 485. 00	217, 275, 000	
ソフトバンクグループ	90, 000	9, 234. 00	831, 060, 000	
双日	1, 500	3, 218. 00	4, 827, 000	
伊藤忠商事	15, 000	7, 797. 00	116, 955, 000	
丸紅	15, 000	2, 372. 00	35, 580, 000	
豊田通商	45, 000	2, 748. 00	123, 660, 000	
三井物産	30, 000	3, 288. 00	98, 640, 000	
住友商事	15, 000	3, 441. 00	51, 615, 000	
三菱商事	45, 000	2, 589. 50	116, 527, 500	
J. フロント リテイリング	7, 500	2, 080. 50	15, 603, 750	
ZOZO	15, 000	4, 789. 00	71, 835, 000	
三越伊勢丹ホールディングス	15, 000	2, 683. 00	40, 245, 000	
セブン&アイ・ホールディングス	45, 000	2, 440. 00	109, 800, 000	
良品計画	15, 000	3, 550. 00	53, 250, 000	

T	1			
高島屋	15, 000	1, 241. 00	18, 615, 000	
丸井グループ	15, 000	2, 495. 00	37, 425, 000	
イオン	15, 000	3, 615. 00	54, 225, 000	
ニトリホールディングス	7, 500	18, 480. 00	138, 600, 000	
ファーストリテイリング	40, 500	51, 550. 00	2, 087, 775, 000	
しずおかフィナンシャルグループ	15, 000	1, 310. 50	19, 657, 500	
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ	15, 000	870. 20	13, 053, 000	
あおぞら銀行	1, 500	2, 499. 00	3, 748, 500	
三菱UF J フィナンシャル・グルー プ	15, 000	1, 857. 50	27, 862, 500	
りそなホールディングス	1, 500	1, 144. 00	1, 716, 000	
三井住友トラストグループ	3, 000	3, 721. 00	11, 163, 000	
三井住友フィナンシャルグループ	4, 500	3, 782. 00	17, 019, 000	
千葉銀行	15, 000	1, 223. 50	18, 352, 500	
ふくおかフィナンシャルグループ	3, 000	3, 959. 00	11, 877, 000	
みずほフィナンシャルグループ	1, 500	3, 885. 00	5, 827, 500	
大和証券グループ本社	15, 000	1, 049. 00	15, 735, 000	
野村ホールディングス	15, 000	919. 10	13, 786, 500	
SOMPOホールディングス	9, 000	4, 125. 00	37, 125, 000	
MS&ADインシュアランスグルー プホールディングス	13, 500	3, 440. 00	46, 440, 000	
第一生命ホールディングス	1, 500	4, 233. 00	6, 349, 500	
東京海上ホールディングス	22, 500	5, 680. 00	127, 800, 000	
T&Dホールディングス	3, 000	2, 889. 50	8, 668, 500	
クレディセゾン	15, 000	3, 648. 00	54, 720, 000	
オリックス	15, 000	3, 377. 00	50, 655, 000	
日本取引所グループ	30, 000	1, 753. 50	52, 605, 000	
東急不動産ホールディングス	15, 000	964. 90	14, 473, 500	
三井不動産	45, 000	1, 261. 50	56, 767, 500	
三菱地所	15, 000	2, 180. 00	32, 700, 000	
東京建物	7, 500	2, 572. 50	19, 293, 750	
住友不動産	15, 000	4, 915. 00	73, 725, 000	
エムスリー	36, 000	1, 372. 50	49, 410, 000	
ディー・エヌ・エー	4, 500	2, 892. 00	13, 014, 000	
電通グループ	15, 000	3, 728. 00	55, 920, 000	
オリエンタルランド	15, 000	3, 420. 00	51, 300, 000	

	サイバーエージェント	12,000	1, 056. 00	12, 672, 000	
	楽天グループ	15, 000	858. 50	12, 877, 500	
	リクルートホールディングス	45, 000	10, 775. 00	484, 875, 000	
	日本郵政	15, 000	1, 509. 00	22, 635, 000	
	セコム	30, 000	5, 237. 00	157, 110, 000	
計	銘柄数: 225			17, 931, 312, 900	
	組入時価比率:97.4%			100.0%	
合 計			•	17, 931, 312, 900	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記) 3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

【中間財務諸表】

- 1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 284 条及び同規則第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
 - なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期中間計算期間(2025 年 1 月 7 日から 2025 年 7 月 6 日まで)の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小西正毅 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス225DCファンド」の2025年1月7日から2025年7月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の2025年7月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月7日から2025年7月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断に

よる。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の 作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本インデックス225DCファンド】

(1)【中間貸借対照表】

	(単位:円)
	第 24 期中間計算期間末 (2025 年 7 月 6 日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5, 005, 900
コール・ローン	12, 741, 339
親投資信託受益証券	4, 887, 602, 508
未収入金	30, 317, 100
未収利息	475
流動資産合計	4, 935, 667, 322
資産合計	4, 935, 667, 322
負債の部	
流動負債	
未払解約金	42, 333, 748
未払受託者報酬	792, 438
未払委託者報酬	5, 282, 874
その他未払費用	132, 010
流動負債合計	48, 541, 070
負債合計	48, 541, 070
純資産の部	
元本等	
元本	*11, 026, 199, 141
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3, 860, 927, 111
(分配準備積立金)	813, 842, 371
元本等合計	4, 887, 126, 252
純資産合計	*24, 887, 126, 252
負債純資産合計	4, 935, 667, 322

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

中間剰余金又は中間欠損金 (△)

	(単位:円)
	第 24 期中間計算期間 自 2025 年 1 月 7 日 至 2025 年 7 月 6 日
営業収益	
受取利息	21, 732
有価証券売買等損益	124, 499, 386
営業収益合計	124, 521, 118
営業費用	
受託者報酬	792, 438
委託者報酬	5, 282, 874
その他費用	132, 010
営業費用合計	6, 207, 322
営業利益又は営業損失 (△)	118, 313, 796
経常利益又は経常損失 (△)	118, 313, 796
中間純利益又は中間純損失(△)	118, 313, 796
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△32, 372, 917
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3, 950, 455, 661
剰余金増加額又は欠損金減少額	700, 353, 169
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	700, 353, 169
剰余金減少額又は欠損金増加額	940, 568, 432
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	940, 568, 432
分配金	_

3, 860, 927, 111

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期短項目	第 24 期中間計算期間 自 2025 年 1 月 7 日 至 2025 年 7 月 6 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 24 期中間計算期間末 (2025 年 7 月 6 日現在)	
*1.	当該中間計算期間の末日における受益権の総数	
		1, 026, 199, 141 口
* 2.	当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たりの純資産額	4. 7624 円
	(10,000 口当たりの純資産額	47,624 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第24期中間計算期間
	自 2025 年 1 月 7 日 至 2025 年 7 月 6 日
大小 中位 (ナル)	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項	目	期	第 24 期中間計算期間末 (2025 年 7 月 6 日現在)
1.	中間貸借対照表額、	時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借 対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

(主文:600年新1007年間)		
	第 24 期中間計算期間	
	自 2025 年 1 月 7 日	
	至 2025年7月6日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 24 期中間計算期間末	
(2025年7月6日現在)	

投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1, 080, 019, 956 円
期中追加設定元本額	205, 110, 338 円
期中一部解約元本額	258, 931, 153 円

- 2. 有価証券関係 該当事項はありません。
- 3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン 2 2 5 ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	期	別	注記番	2025 年 7月 6日現在
科目			号	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託				15, 928, 542
コール・ローン				155, 356, 782
株式				17, 343, 488, 720
派生商品評価勘定				1, 001, 200
未収入金				298, 035, 990
未収配当金				22, 106, 300
未収利息				1, 936
差入委託証拠金				22, 785, 943
流動資産合計				17, 858, 705, 413
資産合計				17, 858, 705, 413
負債の部				
流動負債				
前受金				1, 010, 000
未払金				25, 891, 029
未払解約金				62, 506, 300
流動負債合計				89, 407, 329
負債合計				89, 407, 329
純資産の部				
元本等				
元本			*1	3, 281, 691, 133
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)				14, 487, 606, 951
元本等合計				17, 769, 298, 084
純資産合計			*2	17, 769, 298, 084
負債純資産合計				17, 858, 705, 413

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 2025 年 1 月 7 日
項目	至 2025年 7月 6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取 引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
o. Many o Myll > 11 Table 1	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、 未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

()	(資管対照表に関する社記)		
	2025 年 7 月 6 日現在		
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数		
		3, 281, 691, 133 □	
* 2.	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たりの純資産額	5. 4147 円	
	(10,000 口当たりの純資産額	54, 147 円)	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項	期別目	2025 年 7月 6日現在
1.	貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2.		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3.	いての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取 引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバ ティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025年7月6日現在

投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年1月7日
期首元本額	3, 480, 097, 164 円
期首より 2025 年 7月 6日までの追加設定元本額	207, 716, 780 円
期首より 2025 年 7月 6日までの一部解約元本額	406, 122, 811 円
期末元本額	3, 281, 691, 133 円
2025年7月6日現在の元本の内訳(*)	
日本インデックスオープン225	2, 073, 202, 686 円
日本インデックス225DCファンド	902, 654, 350 円
日本株式・Jリートバランスファンド	206, 783, 757 円
グローバル資産分散投資ファンド Aコース (安定)	1, 159, 907 円
グローバル資産分散投資ファンド Bコース (やや安定)	4, 478, 608 円
グローバル資産分散投資ファンド Cコース (標準)	23, 725, 509 円
グローバル資産分散投資ファンド Dコース (やや積極)	32, 160, 791 円
グローバル資産分散投資ファンド Eコース (積極)	37, 525, 525 円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

- 2. 有価証券関係 該当事項はありません。
- 3. デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

2025年7月6日現在

(単位:円)

区分	種類	契約額等	契約額等		評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指 数先物	396, 690, 000	_	397, 700, 000	1,001,200
	合計	396, 690, 000	_	397, 700, 000	1, 001, 200

(注)時価の算定方法

• 先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本インデックス225DCファンド

(2025年7月31日現在)

Ι	資産総額	4, 995, 087, 223円
Π	負債総額	29, 375, 256円
III	純資産総額 (I – II)	4, 965, 711, 967円
IV	発行済数量	1, 010, 799, 175 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	4. 9127円

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

(2025年7月31日現在)

Ι	資産総額	18, 000, 401, 611円
Π	負債総額	64, 739, 670円
Ш	純資産総額 (I – II)	17, 935, 661, 941円
IV	発行済数量	3, 210, 477, 391 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	5. 5866円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の 再発行の請求を行わないものとします。

〇受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

〇受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年7月末日現在)

資本金の額1 億円会社が発行する株式の総数2,600,000 株発行済株式の総数1,132,101 株最近 5 年間における主な資本金の額の増減あり

年月日	変更後(変更前)	
2022年11月30日	60 億 284 千円(10 億円)	
2023年3月14日	1 億円(60 億 284 千円)	

(2) 委託会社の機構(2025年7月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを 目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに 問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守 状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は 会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	13, 648
追加型公社債投資信託	1	3, 541
単位型株式投資信託	37	506
単位型公社債投資信託	3	67
合計	189	17, 764

[※]純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵 省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府 令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)により作成しております。 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子

指 定 社 員 公認会計士 松本 直也 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 61 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は 集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると 判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13, 382, 655	14, 765, 684
有価証券	99, 210	73, 110
未収委託者報酬	1, 705, 907	2, 072, 469
未収運用受託報酬	78, 429	15, 446
未収投資助言報酬	11, 959	11, 876
前払費用	115, 978	153, 984
未収収益	13, 481	30, 236
その他の流動資産	6, 841	12, 726
流動資産合計	15, 414, 463	17, 135, 533
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 172, 509	※ 160, 120
器具備品	※ 14, 591	※ 13,847
有形固定資産合計	187, 100	173, 967
無形固定資産		
ソフトウェア	21, 685	12, 536
電話加入権	2, 122	2, 122
無形固定資産合計	23, 807	14, 659
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 205, 407	1, 230, 152
長期差入保証金	252, 250	252, 245
前払年金費用	61, 691	83, 267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1, 519, 829	1, 566, 145
固定資産合計	1, 730, 737	1, 754, 772
資産合計	17, 145, 200	18, 890, 306
		·

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31, 333	28, 552
未払金	991, 947	1, 179, 355
未払償還金	5, 001	5, 001
未払手数料	925, 698	1, 163, 520
その他未払金	61, 247	10, 833
未払費用	234, 454	237, 473
未払法人税等	322, 685	452, 663
未払消費税等	88, 053	134, 264
未払配当金	_	200, 000
賞与引当金	<u> </u>	90, 000
流動負債合計	1, 668, 473	2, 322, 310
固定負債		
退職給付引当金	278, 570	228, 723
役員退職慰労引当金	7, 490	9, 360
資産除去債務	94, 372	95, 344
繰延税金負債	72, 083	114, 869
固定負債合計	452, 516	448, 297
負債合計	2, 120, 990	2, 770, 607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11, 467, 068	11, 467, 068
資本剰余金合計	11, 467, 068	11, 467, 068
利益剰余金		
利益準備金	179, 830	179, 830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2, 922, 414	3, 960, 947
利益剰余金合計	3, 102, 244	4, 140, 777
株主資本合計	14, 669, 312	15, 707, 845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354, 897	411, 853
評価・換算差額等合計	354, 897	411, 853
純資産合計	15, 024, 210	16, 119, 698
負債・純資産合計	17, 145, 200	18, 890, 306

(2)【損益計算書】

			(単位:千円
	前事業年度		当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業収益			
委託者報酬	10, 123, 506		13, 077, 482
運用受託報酬	108, 885		37, 259
投資助言報酬	27, 675		27, 565
その他営業収益	11, 259		14, 575
営業収益合計	10, 271, 327		13, 156, 882
営業費用			
支払手数料	4, 867, 961		7, 012, 057
広告宣伝費	121, 082		132, 774
公告費	15		15
受益権管理費	16, 417		15, 855
調査費	1, 837, 996		1, 588, 269
調査費	236, 964		253, 114
委託調査費	1,601,031		1, 335, 154
委託計算費	273, 203		297, 339
営業雑経費	311, 294		353, 192
通信費	65, 742		64, 085
印刷費	158, 663		167, 468
諸経費	66, 665		57, 894
協会費	5, 247		5, 753
諸会費	4, 976		5, 090
業務委託費	10,000		52, 899
営業費用合計	7, 427, 972		9, 399, 503
一般管理費			
給料	1, 226, 095		1, 159, 164
役員報酬	73, 162		76, 130
給料・手当	1, 103, 991		1, 079, 034
賞与	48, 940		4,000
交際費	754		1, 852
寄付金	21, 265		22, 830
旅費交通費	10, 992		14, 822
租税公課	7, 716		15, 014
不動産賃借料	259, 582		253, 559
賞与引当金繰入	_		90,000
退職給付費用	32, 395		9, 770
役員退職慰労引当金繰入	1, 870		1,870
固定資産減価償却費	28, 769		25, 220
諸経費	333, 346		355, 125
一般管理費合計	1, 922, 788		1, 949, 229
営業利益	920, 566		1, 808, 149

		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		18, 926		44, 774
受取利息		93		13, 725
有価証券利息		_		4,822
受取補償金		0		_
雑益		5, 602		5, 531
営業外収益合計		24, 623		68, 853
営業外費用				
固定資産除却損		0		0
為替差損		60		9
支払補償費		0		_
雑損		463		0
営業外費用合計		523		9
経常利益		944, 665		1, 876, 993
特別利益				
投資有価証券売却益		17, 222		2, 082
投資有価証券償還益		173		17, 403
為替差益		_		294
特別利益合計		17, 395		19, 779
特別損失				
有価証券償還損		_		36
投資有価証券売却損		4, 270		6, 588
投資有価証券償還損		_		1,752
投資有価証券評価損		50, 575		_
特別損失合計		54, 845		8, 376
税引前当期純利益		907, 215		1, 888, 396
法人税、住民税及び事業税		368, 346		645, 087
法人税等調整額		△ 51,664		4,776
法人税等合計		316, 682		649, 863
当期純利益		590, 533		1, 238, 532

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

									(-	半位・1 円/
		株主資本						評価・換算差額等		
	資本金	資本剰	余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差	純資産 合計
	資本並	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			額等合 計	1 11
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 331, 880	2, 511, 710	14, 078, 778	155, 899	155, 899	14, 234, 677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期終利益					590, 533	590, 533	590, 533			590, 533
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								198, 998	198, 998	198, 998
当期変動額合計	_			-	590, 533	590, 533	590, 533	198, 998	198, 998	789, 532
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等			
	資本剰余		余金		利益剰余金			その他有	評価・	純資産
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	価証券評価差額金	換算差 額等合 計	合計
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200, 000	△200, 000			△200, 000
当期純利益					1, 238, 532	1, 238, 532	1, 238, 532			1, 238, 532
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								56, 955	56, 955	56, 955
当期変動額合計					1, 038, 532	1, 038, 532	1, 038, 532	56, 955	56, 955	1, 095, 488
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	3, 960, 947	4, 140, 777	15, 707, 845	411, 853	411, 853	16, 119, 698

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により 算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資產

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18 年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上して おります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが 確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員 会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、 当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組 替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた 76,665 千円は、「業務 委託費」10,000 千円、「諸経費」66,665 千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度		
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)		
建物	86, 481 千円	98,870 千円		
器具備品	130, 930 "	129, 597 "		
計	217, 412 "	228, 468 "		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400			577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701		_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)			_	
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400		_	577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701		_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)			_	_
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

(リース取引関係)

- 1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

		(十四・111)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1年以内	252, 205	252, 205
1年超	441, 359	189, 153
合計	693, 564	441, 359

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料)は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約 取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

			(1124)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 089, 716	1, 089, 716	_
(2) 長期差入保証金	252, 250	221, 769	△ 30, 480

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

			(1 1 1 1 1 1 7)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 114, 461	1, 114, 461	_
(2) 長期差入保証金	252, 245	204, 580	\triangle 47, 664

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	(—III · I I I)
	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539, 556	550, 160	_	1, 089, 716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(1 1 1 1 4 /
	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	221, 769	_	221, 769

当事業年度(2025年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673, 118	441, 343	_	1, 114, 461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位: 千円)

				(井原・111)
		時	価	
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	204, 580	_	204, 580

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。 非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物 のレベルに基づきレベル2に分類しております。 長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超	5 年超	10 年超
		5 年以内	10 年以内	
現金及び預金	13, 382, 655		_	_
未収委託者報酬	1, 705, 907			
未収運用受託報酬	78, 429			_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	99, 210	189, 142	74, 213	194, 400
長期差入保証金	_		_	252, 250
合計	15, 266, 202	189, 142	74, 213	446, 650

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	5 年超	10 年超
		5年以内	10 年以内	
現金及び預金	14, 765, 684			
未収委託者報酬	2, 072, 469			
未収運用受託報酬	15, 446			
未収投資助言報酬	11, 876			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73, 110	122, 598	78, 180	171, 848
長期差入保証金	_	_	_	252, 245
合計	16, 938, 586	122, 598	78, 180	424, 093

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分 種類 貸借対照表 計上額 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの (1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3)その他 (3)その他 (3)その他 (531,900 小計 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの - -	差額 457, 606 —
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 (3)その他 (3)その他539,556 一 一 一 一 (3)その他 (3)その他81,949 一 一 一 (3)その他 1,071,456貸借対照表計上額が取得1,071,456 523,949	457, 606 — —
原価を超えるもの (1)株式 (2)債券 (1)関債・地方債等 (2)社債 (3)その他 (3)その他 (3)その他 (3)その他 (3)その他 (442,000) (531,900) (442,000) (542,000) (5442,000) (5442,000) (5442,000)	457, 606 — —
(2)債券 ①国債・地方債等 — — ②社債 — — — ③その他 — — — (3) その他 531,900 442,000 小計 1,071,456 523,949 貸借対照表計上額が取得 □ □	457, 606 — —
①国債・地方債等 - - ②社債 - - ③その他 - - (3) その他 531,900 442,000 小計 1,071,456 523,949 貸借対照表計上額が取得 - -	_
②社債	_
③その他 - - (3) その他 531,900 442,000 小計 1,071,456 523,949 貸借対照表計上額が取得 - - -	
(3) その他 531,900 442,000 小計 1,071,456 523,949 貸借対照表計上額が取得 (3) その他 (3) その他	
小計 1,071,456 523,949 貸借対照表計上額が取得 1,071,456 523,949	_
貸借対照表計上額が取得	89,900
	547, 506
原価を超えないもの (1) 株式	
7/1/m c/c/c a · O · (1/)/m t	
(2)債券	
①国債・地方債等	
②社債 — — —	
③その他 — — —	
(3) その他 117,470 122,402	△4 , 932
小計 117,470 122,402	△4 , 932
合計 1,188,926 646,352	

⁽注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

				(+12-111
区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1) 株式	673, 118	81,624	591, 493
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	_
	(3) その他	381, 166	322, 000	59, 166
小計		1, 054, 284	403, 624	650, 660
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他		_	_
	(3) その他	133, 287	146, 407	△13, 120
小計		133, 287	146, 407	△13, 120
合計		1, 187, 571	550, 032	637, 539

(注)市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。 ((金融商品関係)2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

11.WT			(十四:111)
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1) 株式	_	_	_
(2)債券			
①国債・地方債等			_
②社債	_	_	_
③その他	_	_	_
(3) その他	246, 952	17, 222	4, 270
合計	246, 952	17, 222	4, 270

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1)株式 (2)債券	_		_
①国債・地方債等	_	_	_
②社債	_	_	_
③その他		_	_
(3) その他	558, 081	2, 082	6, 588
合計	558, 081	2, 082	6, 588

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当事業年度における減損処理額は、50,575千円(うち、その他50,575千円)であります。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	514, 185	461, 310
勤務費用	42, 791	34, 013
利息費用	2,056	3, 413
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 48,700$	△17, 114
退職給付の支払額	$\triangle 49,654$	△102, 581
その他	630	_
退職給付債務の期末残高	461, 310	379, 042

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自2023年4月1日 (自202	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	341, 266	368, 298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29, 842	△15, 099
事業主からの拠出額	15, 123	13, 649
退職給付の支払額	△19, 641	△45, 026
年金資産の期末残高	368, 298	323, 663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

		(単位:千円)		
	前事業年度	当事業年度		
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)		
積立型制度の退職給付債務	222, 295	181, 430		
年金資産	△368, 298	△323, 663		
	△146, 002	$\triangle 142, 232$		
非積立型制度の退職給付債務	239, 014	197, 611		
未積立退職給付債務	93, 012	55, 379		
未認識数理計算上の差異	123, 866	90, 076		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216, 878	145, 455		
退職給付引当金	278, 570	228, 723		
前払年金費用	△61, 691	△83, 267		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216, 878	145, 455		

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十一下・111)		
	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
勤務費用	42, 791	34, 013		
利息費用	2,056	3, 413		
期待運用収益	$\triangle 1,706$	△1,841		
数理計算上の差異の費用処理額	△21, 994	△35, 804		
確定給付制度に係る退職給付費用	21, 147	△218		

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	96, 357	81,036
役員退職慰労引当金	2, 590	3, 316
賞与引当金	_	31, 131
未払金 (賞与)	15, 565	_
その他有価証券評価差額金	1, 706	4,648
投資有価証券評価損	20, 505	11, 790
資産除去債務	32, 643	33, 780
未払事業税	29, 366	41, 892
その他	8, 548	11, 144
繰延税金資産小計	207, 283	218, 739
評価性引当額	△ 38, 409	△ 40, 209
繰延税金資産の合計	168, 874	178, 529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189, 382	△ 230, 334
未収配当金	△ 4, 179	\triangle 7, 494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21, 339	△29, 501
繰延税金負債の合計	△ 240, 958	△ 293, 399
繰延税金資産(負債)の純額	△ 72,083	△ 114, 869

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 4,348 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,161 千円、法人税等調整額が 812 千円、それぞれ減少しております。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	93, 410	94, 372
有形固定資産の取得に伴う増加額	_	_
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	_	<u> </u>
期末残高	94, 372	95, 344

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	10, 123, 506
運用受託報酬	108, 885
投資助言報酬	27, 675
その他営業収益	11, 259
合計	10, 271, 327

当事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	13, 077, 482
運用受託報酬	37, 259
投資助言報酬	27, 565
その他営業収益	14, 575
合計	13, 156, 882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位:千円)
未収委託者報酬	1, 705, 907
未収運用受託報酬	78, 429
未収投資助言報酬	11, 959
合計	1, 796, 295
当事業年度	
	(単位:千円)

(セグメント情報等)

合計

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収投資助言報酬

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

2,072,469

15, 446

11, 876 2, 099, 792

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略して おります。
- (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項) 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載 を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

VI JOHN TO W		- / / / /	T C 11 - T	工 1 // 0 // 1	1)) HI 25 IVE F	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	2 -> MMM T	1 77 17 11		
種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5, 000, 000	証券業	-	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	3, 113, 287	未払 手数 料	630, 717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5, 000, 000	証券業	_	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	4, 281, 619	未数 料	813, 246

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(非上場)
- SBIFS合同会社(非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1株当たり純資産額	13, 271 円 09 銭	14, 238 円 74 銭
1株当たり当期純利益金額	521 円 63 銭	1,094円01銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
 - 3.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

T = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益金額	590, 533 千円	1, 238, 532 千円
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株式に係る当期純利益	590, 533 千円	1, 238, 532 千円
普通株式の期中平均株式数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株

4.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度	
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
純資産の部の合計額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円	
純資産の部から控除する合計額	_	_	
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円	
1株当たり純資産額の算定に用いられた			
期末の普通株式の数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株	
(うち A 種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)	

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の 算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2022 年 11 月 30 日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行 取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023 年 7 月 1 日付で、商号の変更(新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社)に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追加型証券投資信託

日本インデックス 225 DCファンド

約款

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用 を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 日本インデックスオープン 225・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針 委託者が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。
- ③ 留保益の運用方針 分配に充てなかった留保益については、この信託の運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 日本インデックス225DCファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、 株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

- 第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、平成14年1月7日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項お よび第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
 - ② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項で定める契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者および同法第2条第5項で定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に対して行われます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初の受益者は委託者とします。なお、委託者は確定拠出年金法第86条に 規定される税制上の措置の対象外となります。
 - ② 追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
 - ③ 受益権の取得申込者は、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)と別に定める累積投資約款に従って契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた

受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数 を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消 された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券 を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場 合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

- 第12条 委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申 込者に対し、1円以上1円単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る価額は、1口につき1円とします。
 - ④ 前項の手数料の額は、無手数料もしくは基準価額に1.0%の率を乗じて得た額を上限に、委託者の指定する販売会社が別に定めるところによるものとします。
 - ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、第26条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 16 条 委託者は、信託金を、主として、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、 株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「日本インデックスオープン 225・マ ザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金 融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま す。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に規定する短期社債等とは、イ. 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第33条/2に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

- ② 委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することが できます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託 者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業 法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条および第18条の2に おいて同じ。)、第18条の2第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受 託者における他の投資信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定め る資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことがで きます。
 - ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

- 1. 取引所価格(気配値等を含む。)等の適正な価格による取引であること。
- 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
- 3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前各項の取扱いは、第18条、第22条および第23条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(資金の借入れ)

- 第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金 をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(信託業務の委託等)

- 第 18 条の 2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定め る信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に 適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。) を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要

な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第19条 <削除>

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の 法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に おいて発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契 約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものと します。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 25 条 信託終了日までに金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第26条 この信託の計算期間は、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が始まるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

- 第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第26条に規定する計算期間を通じて毎日、 信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および 毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等 に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第29条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第26条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の23の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第30条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「利子等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その 残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部 を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 31 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託 終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)につ いては第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 2 項に規 定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の再投資)

第 32 条 収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計 算期間終了日の翌営業日に、委託者の指定する販売会社に交付されます。

- ② 委託者の指定する販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権 については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座 が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還 にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振 替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ② 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。
 - ③ 償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。
 - ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権 の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑤ 第32条第3項および前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第32条第3項および前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金の時効)

第34条 受益者が、信託終了による償還金について、前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第 35 条 委託者は、自己に帰属するこの信託の受益権について、最初に追加信託が行われた日以後、 この信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約の実行を行うもの とします。
 - ② 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
 - ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がする

ときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、 平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、 平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券 をもって行うものとします。

- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の 実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初 の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算 された基準価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 36 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実 行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 37 条 委託者は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契 約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託 契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解 任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、 委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、 第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託 者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

- 第 44 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を 電磁的方法により提供します。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の 交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第16条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、 委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するもの とします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年1月7日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社りそな銀行

日本インデックスオープン225・マザーファンド

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日経平均株価(225 種)採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。
- ② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と 同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。